

資料 10-1 赤十字防災倉庫備品

■コミセン駐車場

品目	数量	備考
倉庫	1	W4500*D2200*H2750
発電機	1	定格出力 2.6kVA
コードリール	2	防雨 30m
バルーン型照明（屋内外兼用）	1	LED 300W
照明（可搬タイプ）	40	LED ランタン型
トイレ用薬剤	20	一箱 薬剤 100 個入
トイレ（折り畳み式便座）	13	スチール製
トイレ用テント	10	W1200*D1200*H2000
パーテーション（世帯用）	10	4.4 m ²
パーテーション（テント型）	4	
ソーラー蓄電システム	1	リチウムイオン蓄電池 定格出力 300W
ソーラーパネル	2	1 枚最大出力 193W
ソーラー照明	1	LED 屋外照明 5W

■南児童館 庭

品目	数量	備考
倉庫	1	W4500*D2200*H2750
発電機	1	定格出力 2.6kVA
コードリール	2	防雨 30m
バルーン型照明（屋内外兼用）	2	LED 300W
照明（可搬タイプ）	1240	LED ランタン型
トイレ用薬剤	60	一箱 薬剤 100 個入
トイレ（折り畳み式便座）	20	スチール製
トイレ用テント	15	W1200*D1200*H2000
パーテーション（世帯用）	30	4.4m ²
パーテーション（テント型）	4	
ソーラー蓄電システム	1	リチウムイオン蓄電池 定格出力 300W
ソーラーパネル	2	1 枚最大出力 193W
ソーラー照明	1	LED 屋外照明 5W
浄水器	1	処理能力 1m ³ /h（手動時）
給水栓	1	蛇口 4 個
水槽	1	1300 リットル
水タンク	120	10 リットル

資料 10-2 備蓄食料・物資

■食料・飲料水

	品名	備蓄数量	備考
	アルファ米	59 箱 (2,950 袋)	
	携帯おにぎり (アルファ米)	3 箱 (150 袋)	
	パン	3 箱 (108 個)	
	幼児用ミルク		
	飲料水 500ml	50 箱 (1,200 本)	6000
	飲料水 20	190 箱 (1,140 本)	2,2800

■衛生用品

	品名	備蓄数量	備考
1	子供用紙おむつ	1,420 枚	新生児用, Sサイズ, Mサイズ, Lサイズ
2	大人用紙おむつ	242 枚	Mサイズ, Lサイズ
3	生理用品	1,440 枚	

■避難所用資機材

	品名	備蓄数量	備考
1	段ボールベッド	100 組	
2	段ボールパーテーション	100 組	
3	ワンタッチパーテーション	214 張	
4	プライベートルーム (屋内テント)	13 張	
5	折りたたみベッド	200 台	
6	エアマット	325 枚	
7	毛布	約 400 枚	
8	敷布団	約 100 枚	
9	掛け布団	約 100 枚	
10	デスクスクリーン (60cm)	8 台	
11	大型サーキュレーター (60cm)	4 台	
12	大型サーキュレーター (75cm)	2 台	
13	配食用ワゴン	2 台	
14	発電機	4 台	定格出力: 4.5kVA*1 台、 2.8kVA*1 台、 1.6kVA*2 台

資料 10-3 民間業者との災害時応援協定一覧

団体名	協 定 内 容	連絡先
株式会社 J ヴィレッジ	機能別団員として消火・災害活動の実施	
有限会社 ウインズトラベル	被災者・ボランティアの輸送、物資の供給	
NPO法人 コメリ災害対策センター	物資の調達（作業用資機材、日用品等）	
株式会社アクティオ	レンタル機材の提供	
有限会社結城	石油類燃料の供給及び運搬	
合資会社佐野屋商店	石油類燃料の供給及び運搬	
有限会社永山プロパン	L P ガス等の供給及び運搬	
有限会社檜葉プロパン	L P ガス等の供給及び運搬	
株式会社ネモト	物資の調達（食料品、衣料品、生活用品等）	
ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等	
一般財団法人 檜葉町振興公社	要配慮者の避難（宿泊、入浴及び食事の提供）	
東日本旅客鉄道		
檜葉郵便局		

檜葉町における災害用備蓄品(食料)に関する備蓄計画

災害時の避難者受入時に関し、備蓄品として必要な食料を常時確保する必要があるため、常備される食料数を別表で把握し、下記のとおり計画的購入及び更新に努めること。

1 基本的な考え方

本計画における災害時の備蓄体制の構築については、自助、共助、公助の考え方により実施する。

また、備蓄体制については、町が行う行政備蓄をはじめとして、町民による平時からの家庭内備蓄の促進や、流通在庫備蓄等の考え方を踏まえ、町民や行政が一体となって備蓄体制の整備を推進することを基本とする。

【参考】

○家庭内備蓄

家庭内備蓄とは、町民が自らの家庭内において3日分以上の食料や飲料水の備蓄を行うなど、日頃から災害時に必要な物資を備えておくことをいいます。

○行政備蓄

行政備蓄とは、町が平時から行う食料等の備蓄をいいます。

○流通在庫備蓄

流通在庫備蓄とは、地域の食料品店などの事業所等と町があらかじめ協定等を締結し、災害時に必要な物資（食料や生活必需品等）を調達することをいいます。

2 行政備蓄の対象人数

想定される大規模の災害として、沿岸部や山間部など、多様な自然を有する当町は、幅広い災害を想定することが必要不可欠であり、東日本大震災クラス地震などにより複合的災害が発生したと想定し、対象者を地震または津波による家屋損壊、並びに土砂災害等により土砂災害危険箇所や急傾斜危険地域などに居住する者、並びに参集職員とする。

また、災害発生から概ね3日分を確保するものとする。

【備蓄必要数算定】

・行政備蓄の対象者数

①地震直接影響分

東日本大震災時住家被害（津波被害を含む全壊・大規模半壊） 190棟

平成22年時点での住家 = 2,915棟

190棟 / 2,915棟 = 約7%

町内居住者 3,500人 * 7% = 避難想定人数 245人

②土砂災害影響分

土砂災害危険地域居住者 59人

急傾斜危険地域居住者 96人 計155人

参集職員 100人

対象者数 = 400人 + 100人 + α = 525人
= 町内居住者の15% とする。

・流通在庫備蓄 洪水浸水区域居住者 222人

3 備蓄品目（食料）

食料については、日常生活の主食に近い米飯を中心とする。

アルファ米（白飯）・・・アレルギー特定原材料を含まない白飯を備蓄。

アルファ米（五目など）・栄養面でも優れている五目御飯等を備蓄。

飲料水・・・・・・・・・・ペットボトル型の飲料水を備蓄。

粉ミルク・・・・・・・・・・乳幼児用として粉ミルクを備蓄。

4 備蓄目標

想定日数 3日

R1. 11月末時点町内居住者数 3,800人（0歳児17名）

・アルファ米 必要数 = 1日3食 * 3日 * 3,500人 * 15%
= 4,725食 ≒ 5,000食

・飲料水 必要数 = 1日3ℓ * 3日 * 3,500人 * 15%
= 4,725ℓ ≒ 5,000ℓ

・粉ミルク 必要数 = 10箱（1箱 1日5食*3日分）

5 備蓄食糧等購入計画

備蓄食料については、賞味期限が概ね5年であることから、2018年度から5年間で行っていき、毎年更新する。

基本的には、各年度において保存期間を考慮しながら、予算範囲内で均等に年次的に備蓄することとする。

また、保存期限が1年を切った食料については、町イベント等で町民に配布し、防災意識の向上に役立てる。

表 2

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
アルファ米	3,000	1,350	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合 計	3,000	4,350	5,350	5,950	4,850	5,350	5,000
飲料水(500ml)		1,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合 計	2,456	3,956	4,956	5,756	5,700	5,500	5,000
粉ミルク(1箱)		10	10	10	10	10	10
合 計		10	20	30	40	50	50

6 備蓄品（食料品以外）

(1) 生活用品

品 目	対 象	算出根拠	数量	備考
毛布	全員	1人1枚	550枚	
アルミマット	全員	1人1枚	550枚	
紙おむつ (乳幼児用)	0～2歳	1人当たり1パック (S、M、Lサイズ) 1人1日当たり8枚を目安。	50パック	41名
紙おむつ (大人用)		1人当たり1パック (M、Lサイズ) 1人1日当たり6枚を目安。	100パック	
生理用ナプキン		1人当たり1パック (15個) 1人1日当たり8個を目安。	100パック	

(2) 避難所用資機材等

品 目	算出根拠及び数量
ポータブルストーブ (電源不要タイプ)	4 避難所 20 台 避難所の規模に応じて1～5台
発電機	4 避難所 8 台
プライベート用テント	規模の大きな避難所 50 台
簡易用トイレ	4 避難所 8 台
懐中電灯等照明器具	4 避難所 40 台
カセットコンロ	4 避難所 10 台
カセットガス	4 避難所 24セット
携行缶	10 台
ブルーシート	100 枚

(3) 資機材 (その他)

品 目	算出根拠及び数量
ブルーシート	100 枚
ガソリン携行缶	10 台
土嚢袋	1,000 枚
高圧洗浄機	5 台

7 その他

- ・災害や災害応援等で消費した場合は、当該年度内を目標に増量することとする。
- ・対象者数については、帰還者数の増加等により変更になるものとする。
- ・家庭内備蓄の意義や必要性について、広報誌などを通じて、町民に対し継続的に啓発を行っていく。